

瀬戸市自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用推進に関する条例（案）のあり方

1 目的

自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用推進に関し、基本理念を定め、市、市民等、自転車利用者その他の関係者の責務を明らかにするとともに、自転車の利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用及び活用に関する施策を総合的に実施し、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

<解説>

自転車は、健康増進や環境負荷の低減に寄与し、子供から大人まで幅広い世代の市民に広く普及している交通手段の1つです。買い物や通勤・通学など様々な用途に利用されていて、市民が気軽に利用でき、環境にも優しい自転車は、交通手段として安全に利用されなければなりません。

そこで、条例を制定することにより、安全で安心な乗り物として広く市民に活用していただき、さらに、自転車の活用を推進することを目的とします。

2 定義

用語	定義
自転車	道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 <解説>道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車と同一の意義で使用し、具体的には、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいいます。
市民等	瀬戸市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を自転車で通過する者を含む。 <解説>市内に住所を有する市民だけでなく、市内に滞在する者や通勤又は通学等により市内を通過する自転車利用者を含みます。
自転車利用者	自転車を運転する者又は所有する者をいう。 <解説>市内において、自転車を運転する者又は自転車所有者をいいます。
保護者	市民のうち親権を行う者、未成年後見人その他の者で、18歳未満の者を現に監護する者をいう。 <解説>児童福祉法第6条で定める保護者をいいます。
高齢者	市民のうち65歳以上の者をいう。 <解説>市民のうち65歳以上の者をいいます。
事業者	市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。 <解説>市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいいます。
自転車小売業者	事業者のうち、自転車の小売を業とする者をいう。 <解説>事業者のうち、自転車の小売を業とする者をいいます。
自転車貸付業者	事業者のうち、自転車の貸付を業とする者をいう。 <解説>事業者のうち、自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し

	付ける事業者をいう。
学校	市内に存する学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。 <解説>学校教育法第1条、第124条及び第134条第1項に規定する市内に存する学校をいいます。
関係団体	市内に存する交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。 <解説>瀬戸交通安全協会、瀬戸安全運転管理協議会、瀬戸交通安全活動推進協議会などの交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいいます。

3 基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用推進は、道路交通法その他自転車の利用に関する法令等を遵守した自転車の安全で適正な利用が、環境への負荷の低減、市民の健康増進、スポーツを楽しむ機会の創出、観光振興等に資するものであるとの共通認識の下に、市、市民等、自転車利用者、その他の関係者が相互に連携して行わなければならない。

<解説>

目的に掲げる「自転車の安全で適正な利用の促進」や「自転車の活用推進」は、自転車の利用に関する各種法令を遵守し、自転車を安全で適正に利用することが、環境負荷の低減や、市民の健康増進、スポーツを楽しむ機会の創出、観光振興等に役立つものであるということを共通認識としたうえで、市、市民等及び自転車利用者その他の関係者がお互いに連携して行わなければならないということを基本的な理念とします。

4 責務

(1) 市の責務

- ・市民等、自転車利用者その他の関係者と連携を図りながら、自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用を推進するための施策を総合的に実施するものとする。
- ・自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用を推進するため、市民等、自転車利用者その他の関係者に対し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- ・上記の責務を果たすに当たっては、警察及び関係団体と連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

<解説>

・本条例の目的を達成するために、市民等、自転車利用者その他の関係者と緊密に連携を図りながら、自転車の安全で適正な利用と自転車の活用の推進に関する施策を実施することを定めています。

・道路交通法を始めとする自転車の安全利用につながる情報や自転車の活用推進につながる情報を、市民等や自転車利用者を始め、事業者、学校の長及び自動車運転者に広く周知する

ことを定めています。

- ・上記の定める責務を果たすために、警察や交通安全協会等の関係団体と連携を図ることを定めています。

(2) 市民等の責務

- ・自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるよう努めるとともに、市又は関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

<解説>

市民等が、自転車に関する事故を防止するため、交通ルールや交通マナーについて学び、理解を深め、市や関係機関が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力することを定めています。

(3) 自転車利用者の責務

- ・自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し、同法その他の関係法令を遵守し、自転車を安全で適正に利用するものとする。
- ・自転車の利用に必要な知識の習得に努めなければならない。
- ・自転車の利用に当たっては、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めなければならない。

<解説>

- ・自転車に関する事故の防止のため、自転車を車両と認識し、また、車両の運転者として責任を自覚し、車道の左側を通行するなど道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守することを定めています。
- ・自転車に関する事故の防止のため、自転車の安全な利用に必要な知識を習得することを定めています。
- ・自転車を車両と認識し、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めることを定めています。

(4) 自転車小売業者の責務

- ・自転車の利用に当たっては、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めなければならない。
- ・自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報を提供するよう努めなければならない。

<解説>

- ・自転車の購入や点検、整備等のために来店した市民等に、専門的な知識を有する立場から、自転車の安全利用や点検、整備等に関する情報の提供に努めることを定めています。
- ・自転車小売業者が、専門的な知識を有する立場から、自転車の安全利用に関する啓発の実

施に努めることを定めています。

(5) 自動車等の運転者の責務

- ・自転車が車両であることに特に留意し、安全に配慮して通行するよう努めるとともに、自転車の側方を通過するときは、危害を及ぼさないような速度と方法で運転するよう努めなければならない。

<解説>

- ・自転車が車両であることに特に留意し、車道を走行する自転車等に対して、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、危害を及ぼさないような速度と方法で運転し、安全に配慮して通過することを定めています。

5 乗車用ヘルメットの着用

- (1) 自転車利用者：利用に当たっては、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

<解説>

自転車利用者が自転車に乗車する際に、乗車用ヘルメットの着用を努めることを定めています。

- (2) 自転車小売業者：自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

<解説>

自転車小売業者は、自転車を販売するときに、購入者に対し、専門的な知識を有する立場から、JIS や SG マークが推奨する使用期間など、ヘルメットに関する情報を提供し、助言し、ヘルメットの着用の推進に努めることを定めています。

- (3) 事業者：事業活動において自転車を利用し、又は自転車を利用して通勤する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する指導を行うよう努めなければならない。

<解説>

事業者が、その事業活動及び通勤に自転車を利用する従業員に対し乗車用ヘルメットを着用させるよう努めることを定めています。

- (4) 自転車貸付業者：自転車を貸し付ける際に、借受人に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

<解説>

自転車貸付業者は、借受人に対して、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めることを定めています。

- (5) 学校の長：その学校に在籍する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する指導を行うよう努めなければならない。

<解説>

市内に存する学校の長が、その学校に在籍する自転車を利用する児童、生徒または学生に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めることを定めています。

- (6) 保護者：監護する18歳未満の者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

<解説>

保護者が、その監護する18歳未満の者に対し乗車用ヘルメットを着用させるよう努めることを定めています。

- (7) 高齢者と同居する者等：自転車を利用しようとする高齢者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

<解説>

65歳以上の高齢者と同居する者、別居する親族や世話をする者は、その高齢者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めることを定めています。

6 活用推進施策等

- ・市は、関係団体と連携して、自転車活用推進法第8条に規定する施策に関し、本市の実情に応じて自転車の活用施策を推進するよう努めなければならない。
- ・市は、自転車を活用した観光振興に係る情報発信等に努めなければならない。
- ・市は、市民等に対し、環境負荷の低減のため、自転車の利用を促すように努めなければならない。

<解説>

- ・市は、関係団体と連携して、自転車活用推進法第8条に規定する15項目の施策に関して、基本理念に示した市民の健康の増進及びスポーツを楽しむ機会の創出等に資する自転車の活用を、本市の実情に応じて推進するよう努めることを定めています。
- ・市は、自転車を活用した観光振興に係る情報発信等に努めることを定めています。
- ・市は、深刻な影響をもたらす地球温暖化を食い止めるため、移動時のCO2排出がない自転車を交通手段として利用することを促すように努めることを定めています。

7 自転車を利用する環境の整備

- ・市は、市民等が安全で適正に自転車を利用し、市民の健康の増進及びスポーツを楽しむ機会の創出等ができるよう環境の整備に努めなければならない。
- ・市は、観光に関する事業を行うもの、公共交通に関する事業を行うものその他関係団体と連携して、市民等及び旅行者等が自転車を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。

<解説>

- ・市は、市民等が安全で適正に自転車を利用できる環境を整えるように努めることを定めてい

ます。

・市が、観光に関する事業者、公共交通に関する事業者やその他の関係団体と連携して、サイクルツーリズム（自転車を利用した観光）や通勤・通学等の交通手段として自転車を利用しやすい環境を整えるように努めることを定めています。

8 交通安全教育等

(1) 市

- ・市民等、自転車利用者等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めることができるよう、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用の促進に関し啓発するよう努めなければならない。
- ・事業者、学校及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組及び施策を支援するため、情報を提供するよう努めなければならない。
- ・自転車を利用しようとする高齢者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の変化を踏まえ、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

<解説>

- ・市は、自転車利用者等が自転車に必要な技能や知識の習得のほか、道路や交通状況に応じて危険予測や回避できる知識など、自転車の運転に必要な能力を身につけるため、自転車の安全利用に関わる人々と連携し、子ども、高齢者など、それぞれの特性を考慮して、効果的に自転車交通安全教育を行い、交通安全に対する意識向上の啓発を行うことを定めています。
- ・市が、事業者、学校及び関係団体が行う自転車に関する安全教育を支援するため、自転車の運転に必要な技能及び知識に関する情報を提供するよう努めることを定めています。
- ・市が、高齢者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の変化を踏まえ、安全で適正に自転車を運転できるよう交通安全に対する意識向上の啓発に努めることを定めています。

(2) 事業者

- ・事業活動において自転車を利用し、又は自転車を利用して通勤する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する取組を行うよう努めなければならない。

<解説>

- ・宅配など仕事で自転車を利用する従業員や自転車を利用して通勤する従業員に対して、自転車を安全で適正に利用するための取組を行い、交通安全に対する意識向上に努めることを定めています。

(3) 学校の長

- ・その学校に在籍する児童、生徒又は学生に対し、教育活動を通じて発達段階に応じた交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

<解説>

- ・学校の長が、その学校に在籍する児童、生徒又は学生の学齢に応じて、交通ルール等の習

得がきるように自転車交通安全教育を行うことを定めています。

(4) 保護者

- ・監護する18歳未満の者に対し、自転車を安全で適正に利用させるため、必要な教育及び指導を行うよう努めなければならない。

<解説>

- ・保護者が、その監護する者が安全に自転車を利用できるよう、必要な技能や知識について、家庭での交通安全教育に努めることを定めています。

(5) 高齢者と同居する者等

- ・自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、当該自転車の安全で適正な利用について必要な助言を行うよう努めなければならない。

<解説>

- ・65歳以上の高齢者と同居する者、別居する親族や世話をする者は、自転車を利用しようとする高齢者が安全に自転車を利用できるよう、必要な助言を行うよう努めることを定めています。

9 自転車の安全利用及び活用に関する施策への協力

市、市民等、自転車利用者等は自転車の安全利用及び活用に関して、関係団体が行う活動への支援、協力及び連携に努めなければならない。

<解説>

市、市民等、自転車利用者を始め、事業者、学校の長は、瀬戸交通安全協会などの交通安全に関する活動を行う団体が行う自転車の安全な利用や活用に関する活動に対して、これを支援し、協力や連携に努めることを定めています。

10 自転車損害賠償保険等の加入等

	対 象	内 容
加 入	自転車利用者	自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。(※)
	保護者	監護する18歳未満の者が自転車を利用するときは、その自転車利用者に代わり自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。(※)
	事業者	事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
	自転車貸付業者	貸し付けた自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。(※) また、その借受人に対しては、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。
	市	自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便に資するため、自転車利用者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するものとする。

加入 確 認	自転車小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の販売に当たっては、その自転車購入者（自転車を購入する者をいう。以下同じ。）に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 ・自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していると認めることができないときは、その自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
	学校の長	<ul style="list-style-type: none"> ・その学校に在籍し、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにそれらの保護者に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。 ・その学校に在籍する児童、生徒又は学生に対し、自転車利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していると認めることができないときは、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

※ ただし、自転車利用者、保護者、自転車貸付業者以外の者が、その自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入している場合は、この限りでない。

11 自転車の点検、整備等

- ・自転車利用者及び自転車貸付業者、自転車を事業の用に供する者は、利用又は事業活動に利用する自転車について、点検及び整備を行うよう努めなければならない。
- ・自転車小売事業者は、自転車に係る点検及び整備の必要性その他の自転車を安全で適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ・保護者は、その監護する18歳未満の者が利用する自転車について、自転車利用者に代わり点検及び整備を行うよう努めなければならない。
- ・高齢者と同居する者等は、自転車を利用しようとする高齢者に対し、自転車に係る点検及び整備を促すよう努めなければならない。

<解説>

- ・自転車利用者及び自転車の貸付けを業とする者、自転車を事業の用に供する者は、利用する自転車のタイヤの空気圧やブレーキの効きなど使用前の点検や最低年1回程度は自転車全体の点検を受け、自転車を安全に利用できるように努め、必要に応じて整備を行うことを定めています。

- ・自転車小売業者は、自転車の適切な取り扱い方法や自転車利用者が日々自身でできる点検のほか、定期的な全体点検整備の必要性等の情報を提供するとともに、自転車の点検及び修理業務の充実に努めることを定めています。

- ・保護者は、その監護する18歳未満の者の自転車が安全に利用できるように、自転車利用者に代わり点検や整備を行うことを定めています。

- ・65歳以上の高齢者と同居する家族、別居する親族や世話をする者は、その高齢者に対し、定期的な点検や必要に応じて整備を行うことが自転車を安全に利用するために必要で

あることを伝えることを定めています。